

平成24年9月3日
海事局内航課

地球温暖化対策税の海運事業向けの還付制度が始まります

平成24年10月1日から、地球温暖化対策税の導入と同時に海運事業向けの還付制度が始まります。今般、還付された税額分を海運事業者に還元するための手続きの詳細がまとまりました。

地球規模の課題である地球温暖化対策を進める観点から、「地球温暖化対策のために原油及び石油製品等に係る石油石炭税の税率を上乗せする特例」（地球温暖化対策税）が平成24年10月1日から導入されますが、海運事業で使用される燃料については、他の運輸部門と同様に、環境負荷の少ない大量輸送機関としての役割や公共交通機関としての重要性等に配慮した還付制度が創設され、消費量に応じた税額相当額が石油製品の製造者又は承認輸入者に還付されることとなっています。

今般、関係省庁、関係団体との調整を経て、この制度の下で石油製品の製造者又は承認輸入者に還付された税額分を海運事業者に還元するための手続きの詳細がまとまりました。

10月1日以降、海運事業者におかれてはこの手続きを活用して頂くようお願いします。

【地球温暖化対策税の税率】

裏ページ参照

【還付対象となる石油製品】

- [1] 内航運送の用に供する軽油及び重油
- [2] 一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用は除く）に供する軽油及び重油

【還付制度の詳細及び税額分を還元するための手続き】

裏ページ参照

国土交通省のホームページにも掲載しています。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000011.html

問い合わせ先

国土交通省海事局内航課

課長補佐 菅原（内線 43-452）

内航海運効率化対策官 小森（内線 43-462）

代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8627

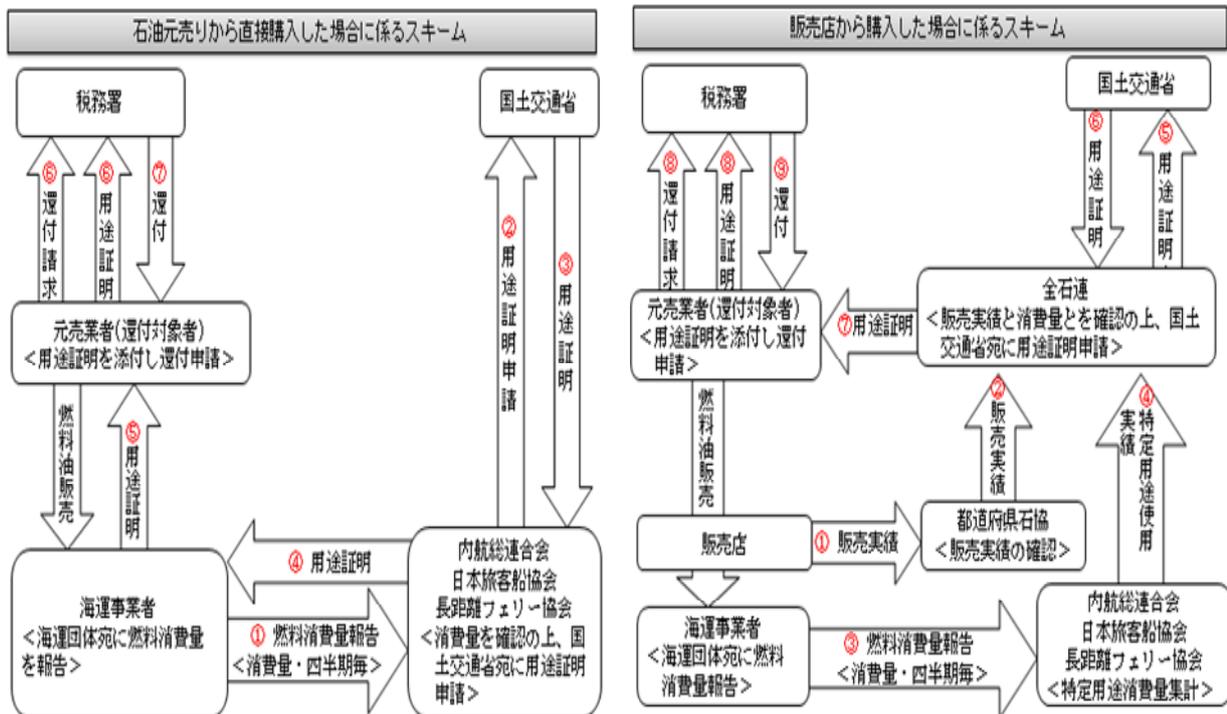
FAX 03-5253-1643

【地球温暖化対策税の税率】

課税物件	現行税率	平成 24 年 10 月 1 日～	平成 26 年 4 月 1 日～	平成 28 年 4 月 1 日～
原油・石油製品 [1 kL 当たり]	(2,040 円)	+250 円 (2,290 円)	+250 円 (2,540 円)	+260 円 (2,800 円)
ガス状炭化水素 [1 t 当たり]	(1,080 円)	+260 円 (1,340 円)	+260 円 (1,600 円)	+260 円 (1,860 円)
石炭 [1 t 当たり]	(700 円)	+220 円 (920 円)	+220 円 (1,140 円)	+230 円 (1,370 円)

※ () は石油石炭税の税率。

【還付制度の詳細及び税額分を還元するための手続き】



※ 税務署への還付申請は製造者又は承認輸入者が行います。